

1. 指針の現状と今後期待される役割について

- 本指針は、
 - ①総務省が毎年度実施した調査結果に基づき、必要に応じて追加・修正がされてきたもの
 - ②携帯電話、EAS、RFIDなど、対象となる無線システムごとに影響防止策を設定
 - ③HPや説明会において広報するとともに、関係省庁・関係業界団体を通じて、医療機器装着者、無線システム利用者等への周知がされることにより、影響の防止に貢献してきたもの
- 以上を踏まえ、指針は今後どのような役割が期待されるか。

2. 具体的な指針の見直し内容（例）

- 平成23年度の調査結果に基づく見直し
 - ①第二世代携帯電話のサービス終了に伴う携帯電話の離隔距離（現状22cm）の見直し
 - ②「近接した状態となる可能性がある場所」との表現の修正
- 最新の無線システム（LTE、スマートフォン等）への対応を検討する必要性
- 新たに対象とすべき植込み型医療機器（植込み型神経刺激装置等）への対応を検討する必要性

植込み型医療機器への電波の影響を防止するための指針の変遷

総務省において毎年度調査、結果を公表

平成23年度	第3世代携帯電話端末との影響調査
平成22年度	Wimax端末との影響調査
平成21年度	携帯電話端末との影響調査
平成20年度	小電力レピータとの影響調査
平成19年度	携帯電話端末との影響調査
平成18年度	携帯電話端末、高出力型950MHz帯パッシブタグとの影響調査
平成17年度	携帯電話端末との影響調査
平成16年度	携帯電話端末、RFID機器との影響調査
平成15年度	EAS(電子商品監視)機器、無線LAN機器及びRFID機器との影響調査
平成14年度	ワイヤレスカード、EAS(電子商品監視)機器との影響調査
平成13年度	携帯電話端末等との影響調査
平成12年度	携帯電話端末等との影響調査 (第3世代携帯電話の出現に伴い調査開始)

追加
H23年5月

追加
H21年5月

追加
H19年4月

取りまとめ
H17年8月

各種電波利用機器の電波が植込み型医用機器へ及ぼす影響を防止するための指針(総務省)



【不要電波問題対策協議会(現 電波環境協議会)】

平成9年度 植込み型医用機器と携帯電話端末等との影響調査

医療機関等における無線設備の影響調査



医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末等の使用に関する指針(不要電波問題対策協議会)